特定個人情報保護評価書の特定個人情報 保護評価指針への適合性・妥当性の審査

評価書名	
	国税関係(賦課・徴収)事務 全項目評価書
亚海中坎 州	<i>z</i>
評価実施機関	<u> </u>
	国税庁長官
提出日	
	令和4年8月8日
	1
概要説明日	
	令和4年8月10日

(目次)

0	全体的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
0	国税関係(賦課・徴収)事務(KSKシステム関係) ·····	4
	(1)共通番号管理特定個人情報ファイル、(2)納税者情報管理特定個人情報ファイル、(3)所得税・消費税特定個人情報ファイル、(4)資産税特定個人情報ファイル、(5)源泉所得税特定個人情報ファイル、(6)酒税特定個人情報ファイル、(7)間接諸税特定個人情報ファイル、(8)債権管理特定個人情報ファイル、(10)資料調査特定個人情報ファイル、(10)資料調査特定個人情報ファイル、(11)少額投資非課税口座管理特定個人情報ファイル、(12)法人税・消費税特定個人情報ファイル	
0	国税関係(賦課・徴収)事務(租税に関する調査関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	(13)租税に関する法律に基づく調査(犯則事件の調査を除く。)により取得した特定個人情報ファイル]
0	国税関係(賦課・徴収)事務(犯則事件の調査関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	(14)租税に関する法律に基づく犯則事件の調査により取得した特定個人情報ファイル]
0	評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
0	総評	26
0	個人情報保護委員会による審査記載事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26

全体的な事項

※ 評価実施手続に関する事項及び特定個人情報ファイルに共通する事項

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	 箇所	審査結果	所見
(1)しきい値判断に誤りはないか。	_	_	_	_	-	対象人数が30万人以上に該当するため、 全項目評価を実施することは、指針に適合 している。
(2)適切な実施主 体が実施している か。	I	1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。	I	ı	問題は 認めら れない	特定個人情報ファイルは、国税庁が国税 関係(賦課・徴収)事務において保有するも のであることから、実施主体は適切であ る。
(3)公表しない部分は適切な範囲か。	I	I	I	ı	問題は 認められない	特定個人情報保護評価に関する規則第13条において、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために保有する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に係る評価書であるときは、評価実施機関がその全部又は一部を公表しないことができるとされている。評価書において、非公表としている箇所は全て犯則事件の調査に係る箇所であり、評価実施機関において公表することにより違法行為を助長する可能性が生じる恐れがあると判断したものである。
(4)適切な時期に 実施しているか。	I	_	1	ı	問題は 認めら れない	公的給付支給等口座登録簿情報をデジタル庁により入手すること等に伴うKSKシステムの改修は令和4年8月からプログラミングの開始を予定しており、プログラミング開始前の適切な時期に評価を実施している。
(5)適切な方法で 広く国民の意見を 求め、得られた意 見を十分考慮した 上で必要な見直し を行っているか。				ı		国民への意見募集については、e-Gov (電子政府の総合窓口)において、31日間 実施し、得られた意見への対応状況はe- Govで公表することとしており、事後の措置 も適切である。
(6)特定個人情報 保護評価の対象 となる事務の実態 に基づき、特定個 人情報保護評価 書様式での検討 れる全てて検討しているか。	_	_		_	問題は 認めら れない	国税関係(賦課・徴収)事務について、求 められる事項が具体的に記載されている。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
(7)記載情報においては、10回のではは、10回のでは、10回のでは、10回のでは、10回のでは、10回のでは、10回のではは、10回のでは、10回のでは、10回のでは、	_	_	_	_	認めら	国税庁における番号制度への対応は長官官房総務課情報公開・個人情報保護室が取りまとめており、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実施に当たって、リスクを軽減させるための措置の実施等については、責任を負うことができる部署である。
		2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	P.3	I 1. 2	問題は 認められない	
		3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。	P.3	I 2. ②	問題は 認められない	
(8)特定個人情報 保護評価の対象	①特定個人情報 ファイルを取り扱う 事務やその事務 において使用する システムについ て、基本情報を具 体的に分かりやす く記載しているか。	4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。	P.3	I 2. ③	問題は 認めら れない	国税関係(賦課・徴収)事務において、特 定個人情報ファイルを使用することが事務 の流れに即し具体的に記載されている。
味護評価の対象 となる事務の内容 の記載は具体的 か。当該事務にお ける特定個人情 報の流れを併せ て記載している か。		5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。	P.4	I 4. ①	認めら	の流れに即じ具体的に記載されている。 また、別添1の事務フロー図では事務に 関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れが明 記されており、特定個人情報の流れとそれ 以外の情報の流れを区別する、事象が起 きる順に番号を付けている等、特定個人情 報の流れが具体的に記載されている。
		6. 評価対象の事務に おいて特定個人情報 ファイルを取り扱うこと により、期待されるメ リットについて幅広く 具体的に記載してい るか。	P.4	I 4. ②	問題は 認めら れない	
		7. 事務に関わる者、 事務において使用す るシステム、事務にお いて取り扱う情報の流 れを具体的に記載し ているか。	P.5 ~ P.6	I (別添1)	問題は 認めら れない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
(9)特にはいる。(9)特にはいる。(9)特にはいる。 (9)特にはいる。 (9) はいる。	-	1	P.201 ~ P.231	III 、IV	認めら	全項目評価書に例示されている各リスク について、特定個人情報保護評価の対象 となる事務の実態に基づき、具体的に記載 している。
		70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。	P.230	IV 1. ①	問題は 認めら れない	自己点検・監査について、年1回、各人が 情報管理体制に関する点検票を作成し管 理者がその確認を行うこと、情報セキュリ ティ監査及び関連規程等の順守状況の点 検を定期的又は必要に応じて随時実施す ること等について具体的に記載されてい る。
(10)特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、個	⑨特定個人情報 ファイルの取扱い について自己点	71. 評価書に記載した とおりに運用がなされ ていること等につい て、どのように監査す るか具体的に記載し ているか。	P.230	IV 1. ②	問題は 認めら れない	入力業務の委託先の監査については、 業務期間前後における確認について、書 面審査から実地監査への変更等を行い監 査方法を強化することを記載している。 従業者等に対する教育・啓発について、 年1回以上、情報セキュリティの確保等に 関する群体を実施すること等について具体
人のプライバシー 等では、 一の権利、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	検・監査や従業者 に対する教育・啓 発を行っている か。	72. 特定個人情報を取り扱う従業者等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。	P.231	IV 2.	問題は 認めら れない	的に記載されている。 委託先に係る研修及び教育の実施について、受託者が必要な社内教育を定期的に実施すること等が具体的に記載されている。
		73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。	P.234	VI 2. 4	問題は 認めら れない	評価書の記載に関する意見の提出はな かったことが記載されている。
(12)個人のプライ バシー等の権利 利益の保護・住民 国に頼の個人の 高は、頼の個人 は、東の個人の は、 では は は は は は は は は は は は は は は は は は	_	_	P.1	表紙	認めら	KSKシステムのデータを保有するコンピュータセンターについては、国際的標準規格に準拠した、認証資格を取得していること等を特記事項として具体的に分かりやすく記載した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言している。

国税関係(賦課・徴収)事務(KSKシステム関係)

(1)共通番号管理特定個人情報ファイル、(2)納税者情報管理特定個人情報ファイル、(3)所得税・消費税特定個人情報ファイル、(4)資産税特定個人情報ファイル、(5)源泉所得税特定個人情報ファイル、(6)酒税特定個人情報ファイル、(7)間接諸税特定個人情報ファイル、(8)債権管理特定個人情報ファイル、(9)非課税貯蓄限度額管理特定個人情報ファイル、(10)資料調査特定個人情報ファイル、(11)少額投資非課税口座管理特定個人情報ファイル、(12)法人税・消費税特定個人情報ファイル

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該	当箇所	審査結果	所見
		8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.7 P.14 P.23 P.47 P.66 P.79	II 2. 3	問題は認められない	
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.94 P.104 P.121 P.129 P.167 P.173	I 2. ④	問題は認め られない	
		 10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的 に記載しているか。 	P.8 P.15 P.24 P.48	II 3. ④	問題は認め られない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的 が本人に示されていることを具体的に記載して いるか。	P.67 P.80 P.95 P.105 P.122	I 3. ⑤	問題は認められない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.130 P.131 P.168 P.174	II 3. ⑥	問題は認められない	
	報ファイルの	13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.9 P.16 P.25 P.48 P.67	Ⅱ 3. ⑧	問題は認め られない	特定個人情報を保有する理由につ いて、内国税の適正かつ公平な賦課
(8)特定個人情	取ス定入特フ扱特の転情消で分記かいが、大大学では、大大学では、大大学では、大大学では、大大学では、大大学では、大大学では、大学では、	14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.80 P.95 P.105 P.122 P.131 P.168 P.174 P.10 P.17 P.26 P.49 P.68 P.81 P.96 P.106 P.122 P.169 P.175	II 3. ®	問題は認め られない	及び徴収の実現のため、納税者の申告内容等を確認するなどの税務調査等を実施する際に、個人番号を利用すること等が具体的に記載されている。 特定個人情報の入手・使用について、個人番号を入手するための措置として、国税関係法令において税務
報保護評価の対 象となる事務の 内容の記載は具		15. 特定個人情報を使用することにより国民の 権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、 その内容を具体的に記載しているか。		II 3. ®	問題は認め られない	
体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載して		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り 扱わせることが必要な理由を具体的に記載して いるか。		II 4. ②	問題は認め られない	
いるか。		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。		2.49 2.81 2.81 2.96 1.106 1.106 1.123 II 4. ⑤ II B題は認め られない にか規定されてし 特定個人情報ファ セスの概要(入手 保管・消去)が具体 る。	旨が規定されている等、それぞれの 特定個人情報ファイルの取扱いプロ セスの概要(入手・使用、提供・移転、 保管・消去)が具体的に記載されてい	
	,,	18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを 具体的に記載しているか。		I 4. ®	該当なし	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、 いかなる目的で、どのように使用されることにな るかを具体的に記載しているか。	P.11 P.18 P.27 P.50 P.69 P.82	I 5. 2	問題は認め られない	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、P.18 いなる目的で、どのように関すされることになった。	P.97 P.107 P.124 P.133 P.170 P.176	I 5. ②	問題は認め られない	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.12 P.19 P.28 P.51	II 6. ①	問題は認められない	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。 また、その理由を具体的に記載しているか。	P.70 P.83 P.98 P.108	I 6. 2	問題は認め られない	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.125 P.134 P.171 P.177	I 6. 3	問題は認め られない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該	当箇所	審査 結果	所見						
			24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.201	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない						
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.201		問題は認められない							
(10)特定されたリ									26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.202	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認められない
置についての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、	に講ずべき措 置を具体的に	27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.202	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	に応じて、必要な情報以外を入手することを防止すること等が具体的に記載されている。 また、公金受取口座の登録申請又は利用に当たっては、当該口座の登録申請又は利用を希望する納税者本人がその意思を記載して提出するものであり、当該希望した納税者の						
シー等の権利利 益の侵害の未然 防止、国民・住民 の信頼の確保と いう特定個人情 報保護評価の目 的に照らし、妥当	定個人情報保	28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.203		問題は認められない	情報しか入手できないことが具体的に記載されている。 書面の受取りについて、納税者が 税務署等に来署する場合は、窓口で 対面にて収受する、郵送の場合は、 必ず郵便又は信書便を利用し、記載 事項や添付書類に漏れがないよう、						
なものか。		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.203		問題は認められない	十分に確認の上、所轄の税務署に送付する旨を国税庁ホームページにて案内をすること等、特定個人情報の入手元に応じて、特定個人情報の情報漏えいを防止すること等が具体的に記載されている。						
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.203		問題は認められない							
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.203	Ⅲ 2. その他の リスク	該当なし							

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該	当箇所	審査 結果	所見
		32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.204		問題は認められない	
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.204		問題は認められない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.204		問題は認められない	特定個人情報の使用について、個人番号を参照することが可能となる 共通番号管理システムには、個人番号を用いた事務処理を行わないサブシステムからはアクセスできないようプログラム制御を行うため、業務上個人番号との紐付けが必要のない情報
	④特定個人情 報の使用にされたリスクを 軽減ずるたき に講ずべ	35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.204		問題は認められない	と紐付けされることはないこと等について具体的に記載されている。 また、公金受取口座の登録申請及び利用を希望した者の口座情報については、事務の目的を超えて利用できないようにシステム内の他の不必要な情報と紐付かないようなシステム
	置を具体的に 記載した が。記載は、 対策は、 大対値評解して でもの でもの が。 にもの が、 は、 特保的 に に も に も に も に も に り に り に り に り に り に	36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.204		問題は認められない	仕様となっている(口座情報自体を キーとして、税情報等の機微な情報 を検索できない。)ことが具体的に記載されている。 特定個人情報の使用の記録について、KSKシステムへのログインの記録
	74-00 J.J	37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.204	皿 3. リスク2:	問題は認められない	及び保有情報へのアクセスログの記録を行うとともに、アクセスログについては、どの職員が、いつ、どの事務処理を実施したのかを、ハードディスクや外部記録媒体に保存しており、必要に応じて内容の点検を実施していること等について具体的に記載されている。
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.205		問題は認められない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.205	皿 3. リスク4:	問題は認められない	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.205	II 3. その他の リスク	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該	当箇所	審査 結果	所見
		41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.206	Ⅲ 4. 情報管理 体制	問題は認められない	
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.206	Ⅲ 4. 閲覧者の 制限	問題は認め られない	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.206	Ⅲ 4. 記録	問題は認められない	
	⑤特のでは、 等物ので、 特ので、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関する ルールを定めている場合、ルールの内容やルー ル遵守の確認方法を具体的に記載しているか。 また、委託先から他者への提供を認めていない 場合、提供されていないことを確認する方法を具 体的に記載しているか。記載された対策は、特 定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なも のか。	P.206	Ⅲ 4. 提供ルー ル	問題は認められない	資料調査特定個人情報ファイルについては、法定調書に係るデータエントリー(データ入力)業務を委託することとしているが、委託先から他者への再委託等は禁止している。委託についてはインハウス型委託(受託者の作業場ではなく、国税当局が用意した場所で源泉徴収票等の入力業務を行わせる方法)で実施することや、クラウド環境上に構築するAI-OCRも
	か。記載された対策は、特定個人情報の目前の目前の日前に照らし妥ものか。	45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.206	Ⅲ 4. 消去ルー ル	問題は認められない	利用し入力業務の高度化・効率化を 図ること等が具体的に記載されている。 委託先において、業務期間前後及 び業務期間中に実地の監査を実施 することにより、委託先の業務履行能 力、契約内容の遵守状況について確 認すること等が具体的に記載されて いる。
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.207	Ⅲ 4. 委託契約 書中の規 定	問題は認められない	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.207	Ⅲ 4. 再委託	問題は認められない	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.207	Ⅲ 4. その他の リスク	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該	当箇所	審査 結果	所見
		49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.208	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認められない	国税当局と地方税当局との間の情
	⑥特定個人情 報の提供・移	50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.208	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認められない	報連携については、国税当局と地方 税当局のみをつないだ専用線を用 い、暗号化した上で、決められた情報 のみ提供するようにシステム的に担 保していること、e-Taxへの移転につ いては、データセンター内部に限定さ れた回線を用い、決められた必要な 情報しか提供しないようにシステム的 に担保していること等が具体的に記
	転特スるべ体で載は情のとかて大いてた減講を載いたまでは、報目のよいなは、報目のよいなは、報目のよいなは、対しまでは、対しまでは、対しまでは、対しまでは、対しまでは、いまでは、いまでは、いまでは、いまでは、	51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.208	Ⅲ 5. リスク2:	問題は認められない	載されている。 また、e-TaxとKSKシステムとの間の情報連携については、連絡した特定個人情報についての記録は、KSKシステム側に残していないものの、KSKシステム側に残していないものの、所のシステム間であり、外部との接対がない状態であることや、外部とあまする情報についてはシステム的に制御されていることから、不正に移転されるリスクはないこと、データセンター内部に限定された回線を用い、決められた必要な情報しか移転しないようにシステム
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.209	Ⅲ 5. リスク3:	問題は認められない	で制御していること等が具体的に記載されている。 加えて、公金受取口座の登録申請又は利用に係る情報については、本人から同口座の登録申請又は利用希望があった納税者等の情報のみ移転することが具体的に記載されている。
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.209	Ⅲ 5. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該	当箇所	審査 結果	所見
		54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.210	III 6. リスク1:	該当なし	
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.210	Ⅲ 6. リスク2:	該当なし	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.210	Ⅲ 6. リスク3:	該当なし	
	⑦情報提供 ネットワとの 表につされた 続につされを を を を を を を は に さ を を に さ き に さ き に さ き に さ き に さ き を り の を り の も り の も り り り も り も り も り も り も り も	57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.210	Ⅲ 6. リスク4:	該当なし	
	体的に記載し ているか。記 載された対個 は、特保護評別 の目的に いる が。 も も は、特保 で は いる は 、 特保 で に の り に の り の り の り の り の り の り の り の り	58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.210	III 6. リスク5:	該当なし	_
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		III 6. リスク6:	該当なし	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.210	Ⅲ 6. リスク7:	該当なし	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.210	Ⅲ 6. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該	当箇所	審査 結果	所見
		62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.211	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は認められない	
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.211	Ⅲ 7. リスク1: ⑥	問題は認められない	
	⑧報去特スるべ体で載は情のしか特のに定をかけれて載は情のしでをかけてきめいさ、報目当のできるが指にあれた保護にもがいる。対個評照ものは、リナず具し記策人価らのは、リナず具し記策人価らの	64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の 内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等 について具体的に記載しているか。記載された 対策は、特定個人情報保護評価の目的に照ら し、妥当なものか。	P.212	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	問題は認められない	特定個人情報の保管・消去について、特定個人情報を保有しているサーバの設置場所については、取り扱う情報の重要度等に応じて設定した情報取扱い区域のクラス区分に応じた入室制限及び利用権限による情報取扱い制限を設け、入退室管理等の措置を講じていること等が具体的に記載されている。
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止 策の内容について具体的に記載しているか。記 載された対策は、特定個人情報保護評価の目 的に照らし、妥当なものか。	P.212	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	問題は認められない	ウイルス対策ソフトを使用して、 サーバ及び職員用パソコンで定期的 にウイルスチェックを実施するととも に、定期的に、検証済みのパターン ファイルに更新していること、外部からのアクセスに対しては、物理的に ネットワークを分離することでアクセスそのものを遮断していること等が具
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管 方法を具体的に記載しているか。記載された対 策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、 妥当なものか。	P.212	皿 7. リスク1: ⑩	問題は認め られない	体的に記載されている。 クラウド環境における物理的対策として、ISMAPに基づくクラウドサービスリストに掲載されている事業者であること等が具体的に記載されている。また技術的対策として、クラウド環
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.212	Ⅲ 7. リスク2:	問題は認められない	境に入力したデータはAI-OCR処理 後、システムにより自動的に消去され ること、国税庁はアクセス権を設定し クラウドを提供する事業者が特定個 人情報にアクセスできないようにする こと、AI-OCRサーバとのデータ授受 は専用線で行い、通信内容の秘匿及 び盗聴防止の措置を講じていること 等が具体的に記載されている。
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.212		問題は認められない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.212	Ⅲ 7. その他の リスク	問題は認められない	

国税関係(賦課・徴収)事務(租税に関する調査関係)

(13)租税に関する法律に基づく調査(犯則事件の調査を除く。)により取得した特定個人情報ファイル

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	6箇所	審査結果	所見
		8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.189	II 2. 3	問題は認め られない	
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.189	I 2. 4	問題は認め られない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的 に記載しているか。	P.190	п з. ④	問題は認め られない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.190	I 3. ⑤	問題は認められない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.190	I 3. 6	問題は認め られない	
	②特定個人情報ファイルの	13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.190	Ⅱ 3. ⑧	問題は認められない	特定個人情報を保有する理由や使 ・用目的について、内国税の適正かつ
(8)特定個人情	取ス定入特アン扱特の転情がの大きな、現の個手では、現の個手では、現の個がのでは、現のでは、現のでは、現のでは、現のでは、現のでは、現のでは、現のでは、現	14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.190	I 3. ®	該当なし	公平な賦課及び徴収の実現のため、納税者の申告内容を帳簿等で確認でで認ってるなどの税務調査や原処分が適調査・審理を実施する際に、個人番号を利用することが具体的に記載されている。 特定個人情報の入手・使用について、租税に関する法律に基づく調査ので、個人番号が記載された税務関係書類の確認を行う必要があるとして、個人番号が記載された税務関いる等、特定個人情報ファイルの取いプロセスの概要(入手・使用、保・消去)が具体的に記載されている。
報保護評価の対象となる事務の 内容の記載は具体的か。当該事		15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.190	II 3. ®	問題は認められない	
務における特定 個人情報の流れ を併せて記載して		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.191	II 4. ②	該当なし	
	消去)につい て、具体的に 分かりやすく 記載している か。	17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.191	II 4. ⑤	該当なし	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを 具体的に記載しているか。	P.191	I 4. ®	該当なし	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.192	I 5. ②	該当なし	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、 いかなる目的で、どのように使用されることにな るかを具体的に記載しているか。	P.192	I 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.193	II 6. ①	問題は認められない	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。 また、その理由を具体的に記載しているか。	P.193	I 6. ②	問題は認め られない	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.193	II 6. ③	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所 -	審査結果	所見
		24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.213	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.213	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
(10)特定されたリ		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.213	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認められない	杜内田「桂却の】まについて、汁
置についての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、	に講ずべき措置を具体的に 記載している か。記策は、特 定個人情報保	27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.213	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	特定個人情報の入手について、法令上、あらゆる者の特定個人情報の提出を求めることができるわけではなく、調査に必要があるときに限定されていることが具体的に記載されている。 用務先で取得した書類には、封筒1-封入の上、鞄等にしまうなど散逸防」の措置を講じた上で持ち帰ることしており、これについて職員に周知像原していること、用務先で借用、取得又は作成した書類については、持ち出し用ファイルに綴った上で封筒により、るなど散逸防止の措置を講じている。と等、情報漏えいを防止するためのも置が具体的に記載されている。
シー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.213	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
なものか。		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.213	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	EN SCH AN SIGNACHO CO
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.213	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認められない	
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.213	Ⅲ 2. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査 結果	所見
		32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.214	皿 3. リスク1:	問題は認められない	
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.214	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.214	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	・ ・特定個人情報の使用について、KSK
	④特定個人情報の使用にされたリスクを軽減するために講ずべきお問題を表しています。	35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.214	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	システムでは保有する情報を電子 データとして出力できないようにプログラムで制御していることから、納税 者等から電子データで入手した情報 をシステム的に紐付けることはできず、職務上必要と認められ権限の与 えられた者しかアクセスできないよう にしていること等が具体的に記載されている。 特定個人情報の使用の記録について、使用するパソコンへのログインの 記録を行い、特定個人情報ファイルの 格納先へのアクセス及び特定個人情報ファイルの使用のログを記録していること等が具体的に記載されている。
	記載しているか。記載された対策はは、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当に対している。	36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.214	皿 3. リスク2:	問題は認められない	
	なものか。	37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.214	皿 3. リスク2:	問題は認められない	
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.215	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.215	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認められない	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.215	Ⅲ 3. その他の リスク	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	酱筋	審査結果	所見
		41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.216	Ⅲ 4. 情報管理 体制	該当なし	
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.216	Ⅲ 4. 閲覧者の 制限	該当なし	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.216	Ⅲ 4. 記録	該当なし	
	報の委託につ いて、特定さ れたリスクを 軽減するため	44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関する ルールを定めている場合、ルールの内容やルー ル遵守の確認方法を具体的に記載しているか。 また、委託先から他者への提供を認めていない 場合、提供されていないことを確認する方法を具 体的に記載しているか。記載された対策は、特 定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なも のか。	P.216	Ⅲ 4. 提供ルー ル	該当なし	_
	か。記載された対策は、特定個人情報の一般では、特定のでは、特別のでは、特別のでは、対策を対象を表現である。	45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.216	Ⅲ 4. 消去ルー ル	該当なし	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.216	Ⅲ 4. 委託契約 書中の規 定	該当なし	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.216	Ⅲ 4. 再委託	該当なし	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.216	Ⅲ 4. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当 箇所	審査結果	所見
		49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.217	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし	
	⑥報転特スるベ体で載は情のしか特別では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.217	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし	
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.217	Ⅲ 5. リスク2:	該当なし	_
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.217	Ⅲ 5. リスク3:	該当なし	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.217	Ⅲ 5. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	省箇所	審査結果	所見
		54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.218	Ⅲ 6. リスク1:	該当なし	
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.218	Ⅲ 6. リスク2:	該当なし	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.218	Ⅲ 6. リスク3:	該当なし	
	ステムとの接 続について、 特定されたリ スクを軽減す	57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.218	Ⅲ 6. リスク4:	該当なし	
	体的に記載しているか。記載された対しているが、対定しまされた対している。 特保護評価の目的に照らしみなもの。	58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.218	Ⅲ 6. リスク5:	該当なし	
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.218	Ⅲ 6. リスク6:	該当なし	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.218	III 6. リスク7:	該当なし	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.218	III 6. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所 1	審査結果	所見
		62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.219	皿 7. リスク1: ⑤	問題は認められない	
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.219	II 7. リスク1: ⑥	問題は認められない	
	⑧報去特スるべ体で載は情のしか特のに定りたき的いさ、報目妥。 個ででをめ措にるれ特保的当情消、リすず具し記策人価らの		問題は認められない	・ 特定個人情報の保管・消去につい		
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止 策の内容について具体的に記載しているか。記 載された対策は、特定個人情報保護評価の目 的に照らし、妥当なものか。	P.220	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	問題は認められない	て、漏えい・滅失・毀損を防ぐための 措置として特定個人情報が記録され ている電子記録媒体等は、施錠可能 な場所に保管していること、特定個人 情報が記録されているサーバは施錠 可能なラック内に設置していること等 が具体的に記載されている。 ウイルス対策ソフトを使用して、サー
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管 方法を具体的に記載しているか。記載された対 策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、 妥当なものか。	P.220	Ⅲ 7. リスク1: ⑪	問題は認められない	バ及び職員用パソコンで定期的にウイルスチェックを実施すること、定期的に、検証済みのパターンファイルに更新していること、外部からのアクセスに対しては、物理的にネットワークを分離することでアクセスそのものを遮断していること等が具体的に記載され
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.220		問題は認められない	ている。
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.221	Ⅲ 7. リスク3:	問題は認められない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.221	Ⅲ 7. その他の リスク	問題は認められない	

国税関係(賦課・徴収)事務(犯則事件の関係)

(14)租税に関する法律に基づく犯則事件の調査により取得した特定個人情報ファイル

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
		8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.195	I 2. 3	問題は認められない	
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.195	I 2. 4	問題は認め られない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.196	I 3. 4	問題は認め られない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的 が本人に示されていることを具体的に記載して いるか。	P.196	II 3. ⑤	問題は認められない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.196	пз. 6	問題は認め られない	
	②特定個人情 報ファイルの	13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.196	Ⅱ 3. ⑧	問題は認められない	・ ・ 特定個人情報を保有する理由や使
(8)特定個人情	取ないでは、これでは、これでは、いまないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.196	I 3. ®	該当なし	用目的について、犯則事件の真相を明らかにし、国税に関する刑罰法令を適正かつ迅速に適用するためであることが具体的に記載されている。特定個人情報の入手・使用について、犯則事件の調査を行うため必要があるときは、国税通則法において、質問・検査・領置・照会(同法第131条)、臨検・捜索・差押え(同法第132条)を行うことが初められている等、特定個人情報ファイルの取扱いプロ概要(入手・使用、保管・消去)が具体的に記載されている。
象となる事務の 内容の記載は具 体的か。当該事		15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.196	I 3. ®	問題は認められない	
		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.197	II 4. ②	該当なし	
	について、具 体的に分かり やすく記載し ているか。	17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.197	II 4. ⑤	該当なし	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを 具体的に記載しているか。	P.197	II 4. ®	該当なし	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.198	I 5. 2	該当なし	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、 いかなる目的で、どのように使用されることにな るかを具体的に記載しているか。	P.198	I 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.199	II 6. ①	問題は認められない	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.199	I 6. ②	問題は認め られない	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.199	II 6. ③	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
		24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.222	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.222	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
(10)特定されたリ		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.222	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認められない	
置についての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、	③特には る特定のでは がいたいますが をでいるが をできますが ができますが できますが のでは できますが できますが できますが できますが できますが できますが できますが できますが できますが できまますが できますが できますが できまますが できまますが できまますが できまますが できまますが できまままままますが できまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.222	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	特定個人情報の入手について、犯 則事件の調査に必要があるときに質問・検査・領置・照会、臨検・捜索・差 押えを行う場合は、国税通則法に基 づき厳格に行われるため、必要な情 報以外を入手することはないことが具 体的に記載されている。
シー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当	記載しているか。記載しているが、対しているが、対しませい。対しているが、対しているがあります。	28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.222	Ⅲ 2. リスク3:	られない	調査先から取得した資料を搬送する際には、収納箱に収納した後、封を行うなど、紛失及び散逸を防止する措置を義務付けている等、特定個人情報の情報漏えいを防止するための措置が具体的に記載されている。
なものか。		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.222	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.222	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認められない	
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.222	Ⅲ 2. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	1箇所	審査 結果	所見
		32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.223		問題は認められない	
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.223	皿 3. リスク1:	問題は認められない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.223	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	・ ・ 特定個人情報の使用について、職
	④特定個人情報の使用にされたリスクを軽減するために 軽減するために で、特別であるために を関係を で、 を で、 を で、 を が で、 や で、 や で、 や で、 や で、 や で、 や で が の で、 や で が の た が の た が り で が り で が り に う に が に が に が に が に が に が に が に が に が	35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.223	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	務上必要であるとして権限の与えられた者しか特定個人情報ファイルにアクセスできないこと、KSKシステムでは保有する情報を電子データとして出力できないようにプログラムで制御していることから、特定個人情報ファイルの情報をシステム的に紐付けることは
	記載に載いたのか、対していたが、対して、して、して、して、して、して、いたが、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.223	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	特定個人情報の使用の記録について、使用するパソコンへのログインの記録を行い、特定個人情報ファイルの 格納先へのアクセス及び特定個人情報ファイルの使用のログを記録していること等が具体的に記載されている。
	なものか。	37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.223	皿 3. リスク2:	問題は認められない	
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.223	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.224	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認められない	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.224	II 3. その他の リスク	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	i箇所	審査 結果	所見
		41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.225	Ⅲ 4. 情報管理 体制	該当なし	
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.225	Ⅲ 4. 閲覧者の 制限	該当なし	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.225	Ⅲ 4. 記録	該当なし	
	報の委託についたリスクをおけるできた。特定されたリスクをを認ずべきに講ずは体的に置載している。	44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関する ルールを定めている場合、ルールの内容やルー ル遵守の確認方法を具体的に記載しているか。 また、委託先から他者への提供を認めていない 場合、提供されていないことを確認する方法を具 体的に記載しているか。記載された対策は、特 定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なも のか。	P.225	Ⅲ 4. 提供ルー ル	該当なし	_
	か。記載された対域は、特定個に報告を表現のでは、特別では、特別では、特別では、特別では、対象のでは、ない、ないのでは、ないのでは、ない、のでは、ない、のでは、ない、のでは、ない、のでは、のでは、ない、のでは、ない、のでは、のでは	45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.225	Ⅲ 4. 消去ルー ル	該当なし	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.225	Ⅲ 4. 委託契約 書中の規 定		
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.225	Ⅲ 4. 再委託	該当なし	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.225	Ⅲ 4. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
		49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.226	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし	
	⑥報転特スるべ体で載は情のしか特のに定とかいさ、報目妥。 にようたき的いさ、報目妥。 は、では、は、では、は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.226	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし	
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.226	Ⅲ 5. リスク2:	該当なし	_
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや 誤った相手に提供・移転することを防止する措置 を具体的に記載しているか。記載された対策は、 特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当な ものか。	P.226	Ⅲ 5. リスク3:	該当なし	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.226	Ⅲ 5. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑦情報提供の接続であるできばいます。 では、リャンスについれるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 できばいますがは、 できばいますが、 できばいますが、	54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.227	皿 6. リスク1:	該当なし	
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.227	III 6. リスク2:	該当なし	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.227	Ⅲ 6. リスク3:	該当なし	
		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.227	Ⅲ 6. リスク4:	該当なし	
	体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人	58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.227	Ⅲ 6. リスク5:	該当なし	
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.227	Ⅲ 6. リスク6:	該当なし	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.227	Ⅲ 6. リスク7:	該当なし	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.227	Ⅲ 6. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
		62. 特定個人情報の漏えい・減失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.228	皿 7. リスク1: ⑤	問題は認められない	
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.228	Ⅲ 7. リスク1: ⑥	問題は認められない	
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.228	II 7. リスク1: ⑨	問題は認められない	特定個人情報の保管・消去につい て、漏えい・滅失・毀損を防ぐための
	⑧特定のでは、リスターのでは、またでは、リスクををは、リスクをがいますが、リオでは、リオでは、リオでは、またが、カスケットのではないでは、カスケットのでは、カスケッ	65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.229	II 7. リスク1: ⑨	問題は認められない	措置として特定個人情報ファイルが存されているパソコン・電子記録媒体等は入退館管理をしている建物内に所在する施錠可能な倉庫内で保管し、特定個人情報ファイルが記録されているサーバは施錠可能なラック内設置している等が具体的に記載されている。
	ているか。記載された対策は、特定個人	66. 死者の個人番号を保管している場合は保管 方法を具体的に記載しているか。記載された対 策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、 妥当なものか。	P.229	皿 7. リスク1: ⑩	問題は認められない	ウイルス対策ソフトを使用して、サーバ及び職員用パソコンで定期的にウイルスチェックを実施すること、定期的に、検証済みのパターンファイルに更新していること、外部からのアクセスに対しては、物理的にネットワークを分離することでアクセスそのものを遮
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.229		問題は認められない	断していること等が具体的に記載されている。
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.229	皿 7. リスク3:	問題は認められない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.229	Ⅲ 7. その他の リスク	問題は認められない	

評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	懸特スるべ体で載は情のといれ、現すず具しいまな、報目の妥がないない。対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	74.公的給付支給等口座登録簿情報を入手する際及び提供する際のリスク対策について具体的に記載されているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.208 等	Ⅲ 5. リスク1 等	問題は認められない	・公金受取口座の登録申請又は利利を希望する納税者であり、当該希望した納税者であり、当該希望した納税者の情報しか入手できないこと・書面の受取りについて、納税者の信報しか入手できないで、納税者の場合は必ずの場合は必ずが表別での場合は必ずが表別である。事は、一次のでする、一次のでする。一次のでは、一次のでする。一次のでは、一次のでは、一次のでは、「)」」「一次のでは、「一次のでは、「一次のでは、「一次のでは、「一次のでは、「一次のでは、「一次のでは、「一次のでは、「一次のでは、「一次のでは、「一次のでは、「一次のでは、「一次のでは、「一次のでは、「一次のでは、「一次のでは、「一次のでは、「一次のでは、「)」」「一次のでは、「一次のでは、「一次のでは、「一次のでは、「一次のでは、「一次のでは、「一次のでは、「)」」「一次のでは、「)」」「一次のでは、「)」」「)」「「)」」「「)」」「「)」」「「)」」「「)」」「「)」」「
		75.納税者がNISA口座をe-Taxで確認する際のリスク対策について具体的に記載されているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.208 等	Ⅲ 5. リスク2	問題は認められない	e-TaxへNISA口座の情報を移転する際には、データセンター内部に限定された回線を用い、決められた情報しか移転できないようにシステムで制御していること等が具体的に記載されている。

【総評】

- (1) 国税関係(賦課・徴収)事務においては、特定個人情報ファイルを取り扱うことについて、一連の事務 の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (2) 事務で取り扱われる特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (3) 公的給付支給等口座登録簿情報の入手、提供に係るリスク対策、納税者がNISA口座をe-Taxで確認する際のリスク対策等、本評価対象事務において懸念されるリスク及びリスク対策についても、具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

【個人情報保護委員会による審査記載事項】

(VI 評価実施手続 4. 個人情報保護委員会の承認)

- (1) 国税関係(賦課・徴収)事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (2) 特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、外部からのアクセスに対しては、物理的にネットワークを分離することでアクセスそのものを遮断している旨が記載されているが、 特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (3) 組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、 実効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要である。
- (4) 情報漏えい等に対するリスク対策全般について、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行することに加え、不断の見直し・検討を行うことが重要である。